2018年（平成30年）６月26日

株　主　各　位

名古屋市瑞穂区苗代町15番１号
ブラザー工業株式会社
代表取締役会長　　小 池 利 和

第126回定時株主総会決議ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第126回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬　具

記

報 告 事 項

１．第126期（2017年４月１日から2018年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

本件は、上記事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果の内容を報告いたしました。

２．第126期（2017年４月１日から2018年３月31日まで）計算書類報告の件

本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第１号議案　定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

変更内容は次のとおりです。

定　款（変更前）	定　款（変更後）
第１章　総　則 （目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 裁縫用ミシン機械及び部分品の製造並びに販売 (2) 工作機械の製造並びに販売 (3) 電気機械器具、電子機械器具及び情報通信機械器具の製造、販売及び賃貸 (4) 編機の製造並びに販売	第１章　総　則 （目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 縫製機械器具の製造並びに販売 (2) 産業機械器具の製造並びに販売 (3) 電子・電気機械器具及び情報通信機械器具の製造並びに販売 (4) 音響・映像機械器具の製造並びに販売

定　款（変更前）	定　款（変更後）
(5) 事務用機器の製造並びに販売	(5) 健康、医療及びエネルギーに関する機械器具の製造並びに販売
(6) 楽器類の製造並びに販売	(6) 各種機械器具及びその部品の製造並びに販売
(7) 家具及び寝具類の製造並びに販売	(7) 情報処理、情報提供及び情報通信サービス業
(8) 健康、医療及び計測用機械器具の製造、販売及び賃貸	(8) 広告代理業並びにソフトウエア、出版物及びイベントの企画、制作及び販売
(9) 各種機械器具の部品の製造並びに販売	(9) 保険代理業、金融業並びに総合リース業
(10) 発電及び蓄電機械器具並びにその部品の製造、販売及び賃貸	(10) 不動産業、建設業並びに運輸倉庫業及び自動車整備業
(11) 光通信用配線接続機器の製造並びに販売	(11) 衣料品、日用雑貨品、家具・什器、自動車、金券、食品及び酒類の販売並びに古物の売買
(12) 前各号の製品、部分品及び部品の輸出入	(12) 飲食・娯楽・スポーツ等各種施設の運営、旅行業、労働者派遣事業、有料職業紹介事業及び警備業
(13) 衣料品、日用雑貨品、化粧品、室内装飾品、美術工芸品、書籍、文房具、教材、教具、皮革製品、スポーツ用品、娯楽用品、精密機械器具、光学機械器具、貴金属、装身具、自動車、原動機付自転車、軽車両、食品及び酒類の輸出入並びに販売	(13) 前各号に付帯する役務の提供
(14) コンピュータシステムを利用した情報処理業務及びソフトウエアの製造、販売及び賃貸	(14) 前各号に付帯又は関連する一切の業務
(15) ニューメディア関連の情報提供業務、情報通信業務及び広告代理業	
(16) 工業所有権の取得に関する業務並びにそのコンサルティング	
(17) 不動産の売買、仲介、賃貸並びに管理運用	
(18) 土木建築、造園緑化工事の設計施工並びに請負	
(19) 建築物の保守管理並びに警備の請負	
(20) 飲食店・カルチャー教室・カラオケボックス・スポーツ施設の経営、旅行業法に基づく旅行業、印刷出版業、医薬品の販売、労働者派遣事業及び有料職業紹介事業	
(21) 音楽家など実演家等の養成及び斡旋並びに各種企画の立案及び実施	

定　款（変更前）	定　款（変更後）
(22) 音声・映像・文字等のソフトウエア及び出版物の企画、制作及び販売並びにこれに関する著作権及び著作隣接権の取得及び貸与 (23) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業、居宅サービス事業、介護療養施設運営及び介護用品・機器の販売 (24) 安全及び衛生に関するコンサルティング (25) 有価証券の売買運用及び金融業並びに総合リース業 (26) 損害保険代理業並びに生命保険の募集に関する業務 (27) 貨物自動車運送事業及び倉庫業 (28) 前各号に附帯する一切の業務	
第３条～第３２条　（条文省略）	第３条～第３２条　（現行どおり）
（社外取締役との責任限定契約） 第３３条 当会社は、社外取締役との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、１，０００万円以上で予め定めた金額又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。	（社外取締役との責任限定契約） 第３３条 当会社は、社外取締役との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。
第３４条～第４３条　（条文省略）	第３４条～第４３条　（現行どおり）
（社外監査役との責任限定契約） 第４４条 当会社は、社外監査役との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、１，０００万円以上で予め定めた金額又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。	（社外監査役との責任限定契約） 第４４条 当会社は、社外監査役との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第２号議案　取締役11名選任の件

本件は、原案どおり取締役に小池利和、佐々木一郎、石黒雅、川那辺祐、神谷純、只雄一、西條温、服部重彦、深谷紘一、松野聰一、竹内敬介の11氏が再選され、就任いたしました。

第３号議案　監査役２名選任の件

本件は、原案どおり監査役に小川和之、山田昭の２氏が新たに選任され、就任いたしました。

第４号議案　取締役６名に対する業績連動型報酬支給の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

以　上